関市農業委員会総会議事録

場所:関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年2月7日(金曜日)午前10時 開議

- (1)議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員(32名)

Щ/111 У 5	- (0	_ - µ /									
2番	大竹	誠	君	3番	東山	武司	君	4番	粟倉	秀夫	君
5番	小川	亮二	君	6番	深川	俊朗	君	7番	加藤	徹	君
8番	大澤	慶一	君	9番	沼田	久男	君	10番	天野	邦男	君
12番	石木	治男	君	13番	篠田	権三	君	14番	村井	雅之	君
15番	山田	公平	君	16番	山本	武	君	17番	足立	孝弘	君
18番	中村	睦明	君	19番	美濃	羽 久	君	20番	鈴木	和道	君
21番	土屋	尊史	君	22番	土屋	顯弘	君	23番	丹羽	喜和	君
24番	相宮	千秋	君	25番	永井	博光	君	26番	野村	茂	君
28番	長屋	芳成	君	29番	日置	香	君	30番	藤川	勝	君
31番	村上	忠一	君	32番	伊佐地	也鐡夫	君	34番	長尾	初恵	君
35番	岩田	幸子	君	36番	武藤	隆夫	君				

○欠席委員(3名)

11番 兼村 正美 君 27番 林 修美 君 33番 川村 信子 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 君	和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾	成広	君
農業委員会事務局書記	河村 方	茂範 君	板取事務所 課長補佐	黒野	幸男	君
洞戸事務所 係長	古田	考幸 君	武芸川事務所 主任主査	永井	治美	君
武儀事務所 課長補佐	川島	友教 君	上之保事務所 主事	加藤	恵子	君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐(長尾成広君)これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市 民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

(市民憲章を唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。 〇議長(深川俊朗君)

今月、婚活委員会が開催されますが、また皆様には色々とご協力願うかもしれませんのでよろ しくお願いします。

○事務局長(玉田和久君)

昨年末より政府の農業政策の転換(米の経営取得安定対策や直接支払制度等)が唱えられたものの、国からの説明や新しい制度の概要がつかめず、皆様も気にかかるところであると思います。 関市としましても、概要等がわかり次第、皆様と意見交換しながら農政を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。

○議長(深川俊朗君) ただ今から関市農業委員会総会を開催します。本日は、11番 兼村正美委員、27番 林 修美委員、33番 川村信子委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

31番 村上忠一委員、32番 伊佐地鐡夫委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

議案の1ページをお願いします。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南南東200m ほどに位置する田3 筆、75㎡です。

譲受人は、農業経営を拡大したいというもの。譲渡人は、都市計画道東山西田原線の買収による 残地が狭小により管理が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、稲口地内、国道248号バイパスと都市計画道路末広赤尾線の交差する倉 知赤尾交差点の東南東320mほどに位置する農振農用地である田2筆、433㎡です。

譲受人は、自己所有農地の一部を売却したため、今回その一部を代替地として申請地を譲り受けるというもの。譲渡人は、申請地が狭小で効率が悪く生産性が低いため、譲り渡したいというものです。

1月20日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、きくいけ整形外科の西北西160mほどに位置する田、991m°です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、

農業経営が困難のため申請地を、譲り渡したいというものです。

1月20日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、雇用促進住宅小屋名宿舎の南東260m ほどに位置する田、2002㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため 申請地を、息子家族に贈与したいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

5番の案件は位置図が5ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、倉知地内、創価学会関文化会館の北30mほどに位置する田、

1414m²です。

使用借人は、農業経営の拡大のため、申請地を借用したいというもの。使用貸人は、高齢により 農業経営が困難になってきたため、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

6番の案件は 位置図は6ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保明ヶ島地内、明ヶ島運動公園の北東130m ほどなどに位置する 農振農用地である畑9筆、1404㎡、農振農用地である田4筆、1737㎡、および農振農用地 でない畑2筆、231㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、 農業経営が困難のため、譲り渡したいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しました。

7番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸市場地内、洞戸運動公園の南西210m ほどなどに位置する農振農用地である田3筆、3018㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、 農業経営者へ譲り渡したいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

最後に8番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸飛瀬地内、秋田屋本店洞戸工場の北60m ほどなどに位置する農振 農用地である田3筆、3388㎡および畑2筆、737㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため 申請地を、子に贈与したいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借に関するもの1件につきまして、農地法第3条第 2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願 いいたします。

- 議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2番(大竹 誠君) 1番について異議ありません。
- 7番(加藤 徹君) 2番について異議ありません。
- 9番(沼田久男君) 2番について異議ありません。

- 8番(大澤慶一君) 3番について異議ありません。
- 9番(沼田久男君) 4番、5番について異議ありません。
- ○34番(長尾初恵君) 6番について異議ありません。
- ○26番(野村 茂君) 7番、8番について異議ありません。
- 議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の8件につきまして、原案の とおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第1号の所有権移転に関するもの7件、使用貸借権の設定に関するもの1件の計8件につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局 の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)議案第2号 農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

議案は6ページになります。

1番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの東260mほどに位置する登記地目が畑、現 況地目が宅地、130㎡です。

申請人は、現在住んでいる自宅が古くなってきたため、申請地およびその隣地に住宅、駐車場及び庭を建築したいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地と判断します。

2番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、神野地内、下日立公会堂の南西80mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、248㎡です。

申請人は、自宅の駐車場が手狭になってきたため、自家用車及び農機具の駐車場を建築したいといるものです。

1月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

なお、5条の2番の案件と同時許可案件になります。

3番の案件は位置図が11ページになります。

申請地は、下有知地内、きくいけ整形外科南西 70 mほどに位置する田、 1450 ㎡のうち 50 1.39 ㎡です。測量図の添付があります。

申請人は、電気工事店を営んでおり、申請地には、太陽光発電設備を設置しモデル発電所として、建設をしたいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担する区域に近接する、概ね10ha未満の農地等に該当するため 第2種農地と判断します。

4番の案件は位置図が12ページになります。

申請地は、旭ヶ丘地内、旭ヶ丘中学校の北東140mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が 雑種地、214㎡です。

申請人は、申請地の北側に居住しており、手狭になってきたため、申請地に倉庫及び離れの一部を建築したいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が13ページになります。

申請地は、洞戸黒谷地内、中部電力洞戸発電所の西180mほどに位置する登記地目が畑、現況 地目が原野3筆、670㎡です。

申請人は、高齢により農業経営が困難になってきたことと、申請地は、山際にあり耕作に適しなくなってきたと考え、申請地を植林し山林として整備したいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、原野であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種 農地と判断します。

最後に6番の案件は位置図が14ページになります。

申請地は、洞戸大野地内、中濃消防組合洞戸出張所の北西90mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、781㎡です。

申請人は、現在居住している住居が手狭になってきたため、既存住宅の東に増築および車庫棟を 建築したいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

以上6件について、ご審議をお願いします。

- 議長(深川俊朗君)事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2番(大竹 誠君) 1番について異議ありません。
- 3番(東山武司君) 2番について異議ありません。
- 8番(大澤慶一君)3番について異議ありません。
- 議長(深川俊朗君) 4番について、本日欠席の11番兼村さんから異議なしと伺っております。
- ○26番(野村 茂君)5番、6番について異議ありません。
- 議長(深川俊朗君)これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の6件につきまして、原案の とおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

それでは、議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見につきましては、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の

説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は8ページになります。

1番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの西南西390mほどに位置する田、124㎡です。

譲受人は、現在居住している住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を 建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、神野地内、下日立公会堂の南西90mほどに位置する登記地目が田、現 況地目が雑種地、248㎡です。

譲受人は、自宅の駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自家用車及び農機具の駐車場を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が17ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下有知地内、めぐみの農協本店の西120mほどに位置する田4筆、1586㎡です。

賃借人は、自動車販売業を営んでおり、現在の店舗が手狭になってきたことや、申請地が整備された県道に面し広さも新店舗に適した広さであったため、申請地を借り受けて、新店舗を建設したいというもの。賃貸人は、高齢により農業経営が困難であったため、賃借人の申し出に応じるというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

賃貸借の期間は、20年間としています。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

なお、事業計画変更の4番と同時許可案件になります。

4番の案件は位置図が18ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下有知地内、めぐみの農協本店の西120mほどに位置する田2筆、989㎡です。

賃借人は、スポーツ施設(水泳)を経営しており、事業経営の拡大及び、現在の駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、隣接地とともに駐車場を整備したいというもの。賃貸人は、 賃借人の申し出に応じるというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

賃貸借の期間は、20年間としています。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

なお、次の5条5番と同時許可案件になります。

5番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は下有知地内、めぐみの農協本店の西120mほどに位置する田、469m²です。

譲受人は、スポーツ施設(水泳)を経営しており、事業経営の拡大及び、現在の駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、借り受けた隣接地とともに駐車場を整備したいというもの。 譲渡人は、譲受人の申し出に応じるというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

なお、前の5条4番と同時許可案件になります。

6番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、サンサンシティマーゴの東南東350mほどに位置する田2 筆、2124㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が周辺の住環境が良いため、申請地を譲り受け、宅地 分譲したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、関インターチェンジの東南東860mほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野、201㎡です。

譲受人は、申請地の南隣にて貸駐車場を経営しているが手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場を拡張整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです

1月20日に現地確認をしたところ、原野であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が22ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、側島地内、側島公民館の南東110mほどに位置する農振農用地である田、2813㎡のうち2300.41㎡です。

地積測量図の添付があります。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受けて、砂、砂利等の採取を行いたいという もの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田であり農地性ありと確認しました。

賃貸借の期間は、1年間としています。

9番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は、下白金地内、津保川桜橋の北140mほどに位置する登記地目が田、現 況地目が畑一部雑種地、403㎡です。

譲受人は、寺院であり、参拝者駐車場が手狭になってきたため、申請地を寺院の住職より譲り受け、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、寺院の代表役員及び住職であり、譲受人である寺院の申し出に応じ贈与するというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が24ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、池田町地内、池田公園の北東60mほどに位置する田、339㎡です。

申請人は、祖父と孫の夫であり、使用借人である孫の夫は、現在居住している住居が手狭になってきたため、申請地を借り受けて、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である祖父は使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、50年間としています。

11番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、池田町地内、池田公園の北東50mほどに位置する田、339㎡です。 譲受人は、申請地の西側にてクリーニング業を営んでおり、駐車場が手狭なため、申請地を譲り 受け駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもので す。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

12番の案件は位置図が26ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町小知野地内、武芸川体育館の北北東430mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、151㎡および登記地目が畑、現況地目が宅地一部畑、409㎡です。

譲受人は、田舎暮らしに憧れて、申請地にある古い住宅及び庭などを譲り受け、居住したいというもの。譲渡人は、大阪に居住しており、管理が困難であったところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、宅地一部畑であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業用施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

最後に13番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、武儀川宮前大橋の北東540m ほどに位置する登記 地目が畑、現況地目が雑種地4筆、1685.75㎡です。

譲受人は、不動産業を経営しており、申請地を譲り受け分譲住宅一棟を建築したいというもの。 譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種 農地と判断します。

なお、申請地は、分譲住宅一棟及び盛土をしないため、1000 ㎡を超えますが関市開発要綱案件ではないとのことです。

以上、所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの1件、計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2番(大竹 誠君) 1番について異議ありません。
- 3番(東山武司君) 2番について異議ありません。

- 8番(大澤慶一君) 3番、4番、5番について異議ありません。
- 9番(沼田久男君) 6番、7番について異議ありません。
- 13番(篠田権三君) 8番について異議ありません。
- 15番(山田公平君) 9番について異議ありません。
- 16番(山本 武君) 10番、11番について異議ありません。
- 24番(相宮千秋君) 12番について異議ありません。
- 25番(永井博光君) 13番について異議ありません。
- 議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の13件について、原案のと おり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

以上、議案第3号の所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの1件の計13件につきまして、岐阜県知事に進達することといたします。 続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見について事務局に説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第4号農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

議案は14ページになります。

1番の案件は位置図が28ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センター北東420mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、2136㎡です。

当初事業計画者は、昭和48年4月27日5条、昭和53年6月26日5条及び昭和56年12月14日5条の転用許可により、刃物工場及び倉庫敷地、野外置場、駐車場を整備する予定であったが、その後、オイルショックや景気の低迷により、工場の移転にはいたらず、計画が頓挫したというもの。承継者は、当初事業計画者より、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置したいというものです。

- 1月20日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。
- 2番の案件は位置図が29ページになります。

申請地は、東田原地内、関市食肉センター西300mほどに位置する農振農用地にある畑、3581㎡です。

当初事業計画者は、平成24年12月20日5条転用許可により、18カ月間の砂利採取をする 予定であったが、25年10月1日に承継者へ、砂利採取事業及び特定事業の地位を継承したため、 今回の申請に至ったものです。

なお、この事業計画変更申請後に、完了届が提出されております。

次の3番と同時許可の案件です。

3番の案件は位置図が30ページになります。

申請地は、東田原地内、関市食肉センター南東310mほどなどに位置する農振農用地にある畑7527㎡です。

この案件も、2番の案件と同じように、当初事業計画者は、平成25年3月22日5条転用許可により、18カ月間の砂利採取をする予定であったが、25年10月1日に承継者へ、砂利採取事

業及び特定事業の地位を継承したため、今回の申請に至ったものです。

4番の案件で位置図は31ページになります。

申請地は、下有知地内、めぐみの農協本店の西120mほどに位置する田7筆、2047㎡です。

当初事業計画者は、平成6年2月25日5条、平成10年10月28日5条及び平成24年7月27日5条転用許可により、土木建築業事務所用地、建設業事務所、駐車場、資材置き場を建設、整備する予定であったが、その後、景気の低迷により資金繰りに支障をきたし、計画が頓挫したというもの。承継者は、自動車販売を営んでおり、現在の店舗が手狭であったため、当初事業計画者より、申請地を新店舗用地として譲り受けたいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しました。

5条の3番と同時許可案件です。

最後に5番の案件は位置図が32ページになります。

申請地は、上白金地内、めぐみの農協せき金竜支店の南東70mほどに位置する田、800㎡です。

当初事業計画では、平成6年6月6日5条転用許可により、建築資材置き場及び作業場敷地を建築する予定であったが、その後、景気の低迷や当初事業の縮小などにより、計画が頓挫したというものです。

変更後の事業計画は、申請地に太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行いたいというものです。

1月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しました。

以上、5件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2番(大竹 誠君) 1番について異議ありません。
- 4番(粟倉秀夫君) 2番、3番について異議ありません。
- 8番(大澤慶一君) 4番について異議ありません。
- 17番(足立孝弘君) 5番について異議ありません。
- 議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の6件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第5号 農地の買受適格証明につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)議案第5号 民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買 受適格証明願いがありましたので、意見を求めます。

議案は17ページになります。

1番から4番の案件は位置図が33ページになります。

申請地は、側島地内、保戸島公民センターの南東260mほどに位置する農振農用地である田、4769㎡です。

4件の申請人は、すべて競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成26年3月4日から3月11日までです。

1月20日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

以上、4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の農地の買受適格証明について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第5号の3件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画の承認につきまして事務局からの説明を求めます。

○課長補佐(長尾成広君) 議案第6号 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は18ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの27筆、使用貸借権の設定に関するもの3筆の計30筆、14件について、承認を求められています。

更新が7筆、新規が23筆、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると 考えます。

地目は、田が27筆で30,422㎡、畑が3筆で2,462㎡、計32,844㎡です。

地区は、小屋名、上白金、小瀬、上之保の4地区です。

設定を受ける亀山美和ほか、計2者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑の ある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○課長補佐(長尾成広君)報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意 解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。

追加議案になります。

番号1の案件は賃借人が三輪 幸博、下有知地内の農用地内の田1筆、4370㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成26年1月17日です。

- ○議長(深川俊朗君)以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務 局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)次回の総会は3月7日午前9時半から6階大会議室で開催予定で すのでよろしくお願いします。
- ○議長(深川俊朗君)これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でした。

午前11時05分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長	関市西神野 6 4 1 番地	
		ð
31番	関市中之保4957番地2	
		Ð
32番	関市豊岡町2丁目1番18号	
		ð